

条例第 15 号

宇和島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(議員報酬の額) 第2条 議長、副議長及び議員に支給する議員報酬の月額は、次の表のとおりとする。		(議員報酬の額) 第2条 議長、副議長及び議員に支給する議員報酬の月額は、次の表のとおりとする。	
職名	議員報酬月額	職名	議員報酬月額
議長	<u>437,000円</u>	議長	<u>480,000円</u>
副議長	<u>373,000円</u>	副議長	<u>420,000円</u>
議員	<u>354,000円</u>	議員	<u>390,000円</u>

附 則

この条例は、次の一般選挙により選挙される宇和島市議会議員の任期が始まる日から施行する。